

会議の名称	議会改革特別委員会 協議会	開催月日・令和7年11月19日 開会時間・午前・午後10時00分 閉会時間・午前・午後11時45分
出席者	安藤 誠 藤川 貴雄 堀 隆和 野口 佳宏 原 一郎 粟津 明	
欠席者		
オブザーバー	議長 後藤 國弘 副議長 安井 智子	
傍聴者		
説明のために出席した者	藤井議会事務局長 浅井議会総務課長 堀議会総務課長補佐 森議会事務局主任	
協議事項		<ul style="list-style-type: none"> ・一般質問要旨通告書等の様式について ・一般質問質疑応答方式の見直しについて ・反論権について ・その他

【開会＝午前 10 時 00 分】

安藤委員長

ただいまから議会改革特別委員会を開催します。本日の協議事項は、お手元に配付したとおりです。まず一般質問要旨通告書などの様式について議題とします。

通告書の様式について他市の状況を複数確認しましたところ、非常に詳しく丁寧に通告書を作成している市議会が多かったことから、配付しました案のように様式を変更してはどうかと考え、議長に相談の上、委員会で協議を願うことになりましたので、よろしくお願ひいたします。

一般質問要旨通告書とともに、議案質疑や委員会の質問についても連絡用の様式を定めてはと思いますので、合わせてお願ひいたします。

これら様式について何かご意見ござりますでしょうか。

野口委員

見た感じ非常に素晴らしいフォーマットだなと思って、私も今のフォーマットに細かいことを、どういうこと聞くかということを書かせてはいただいているのですが、このフォーマットであれば、1枚目に各表題を書いて、答弁を求める者を書いて、2枚目に表題番号と1問ごとの質問項目を書いて、詳細を記入していくような感じになると思うのですが。

あと、議場での配布資料ですか、モニター使用の有無とかも書けるので、非常に便利な通告書だなと思って見て います。私は問題ないと思うので、賛成です。

藤川委員

この様式についての説明をいただきたいのですが、これ1枚目が質問したい表題を全て書く紙なんですね。

2枚目以降はそれぞれの表題について内容を詳しく記載するという紙、つまり、2枚出すんじゃないなくて、例えば3表題について質問したい場合は、1枚目の紙と2枚目の紙を3通出すという、そういう考え方でよろしいですか。

安藤委員長

そうですね。表題ごとにこの一般質問要旨通告書を出すということです。

藤川委員

その場合、例えば1人で5つの質問をしたい場合は、6枚の紙を出すということになりますけれども、例えば傍聴者等に今資料の配布もされていますけれども、これら全ての書類が傍聴者に配布されるという流れになりますか。

議会総務課長	事務局で想定しているのは、この1枚目の表題のところ、その表題だけ配布することを想定しています。
藤川委員	<p>そうしますと、具体的な質問項目が書かれている2枚目以降の内容は配布されないということになります。</p> <p>今の方針の方がそれだったらどういう内容聞くかより傍聴者に伝わるんじゃないかというところもありますので、配布するのは2枚目以降も配布するという形にした方が良いでしょう。</p> <p>この1枚目は本当に表題だけになりますよね。それだけお知らせするというのも、ホームページもそこだけになっちゃうのかってこともありますし、どこまでお知らせするかというところも考えて、この様式の通告書のあり方は考えた方がいいんじゃないかなと思います。</p> <p>細かい話に入っていきますが、2枚目以降のこの要旨通告書ですけれども、具体的に記入するということで、「質問する背景、経緯」と、「質問の目的」とあります。これが「背景、経緯」とか「目的」って同じじゃないかなというところもあるのですが、必ず書かないと通告できないのか、あるいは3番の質問項目だけ書いてあればできるのか、その辺りのルールも明確にしていかなければいけない部分があると思います。</p> <p>場合によっては背景、経緯、目的はなくとも質問したい事項だけ明確であれば受理できるとかそういうルール作りも必要になるんじゃないかなと思います。</p>
議会総務課長	先ほど1枚目だけという話をしたんですが、藤川委員の話を聞いてまして、例えば、第7次総合計画についてという表題があると、それに対して色々な質問したいことがあって、それを傍聴者とかに公開しているので、確かに表題だけだと伝わりにくいかなというのあります。その点も含めて協議いただければと思います。
原委員	他自治体も見ていますと、表題があって、質問の背景や経緯や目的はなくて、その質問の趣旨や事項を詳しく書いて、あとは答弁者のところを書いてる自治体が多いと思われるで、そっちの方が藤川委員が言われるようすっきりするというのは思われます。
栗津委員	今まで。「質問をしようとする背景とか目的」というのは必要ないと思う。質問項目は1回目、2回目、3回目

	とあるのですが、1枚目に質問項目を書くようにしたほうがいいと思う。
安藤委員長	今までいいということですか。栗津議員はいつも関連質問でやられるので、そこを全部書いて欲しいというところがあります。
栗津委員	<p>答えがわからんのにどうやって書くんや。答えを全然もらってない、俺の質問を聞くだけで。そこから直してもらわないと。</p> <p>9月定例会でも答弁書が議長経由で来たんや、それもなんで時間が余っていたのに市長は手を挙げなかつたのか。ほかにも反対討論についても市の見解が来とるんや。</p>
安藤委員長	今は一般質問要旨通告書の話をしていますので。
栗津委員	そういうところから直さないと、通告書に書きようがない。
藤川委員	<p>まず一般質問というのは、議員が聞きたいことを執行部に聞くというのが、議員のやるべき仕事なんです。そのために質問するのですが、議員側が聞く、執行部が答えるというのが大原則で、もちろん反問権とかもあるのですが、まず聞く、答える、ここがあります。</p> <p>私たち議員が聞くことが一般質問の目的であるので、聞きたいことを通告するのが、議員が考えなきやいけないことなんです。こういう答えが来たからこう返すとかではなく、まず答えをもらう、その答えに納得しなかったとしてもそれを聞くのがまず議員の一般質問の意義であるので、そこはまず聞く。</p> <p>その答えに納得しなかったら、次の議会でまたその答えに対して通告を出して聞くものであるので、議員が聞く、執行部が答えるっていうここをまず基本だと考えていただくといいと思います。</p> <p>どんな答弁がくるか分からぬから2回目の質問ができないというのは、それはその場じやなくとも次の議会のときにまた通告を出すということもできるので、まずは聞きたいことを書いておくのが大事で。</p> <p>先ほど文書で来たという話もありますけど、それ通告にないこと聞いたらその場で答えられないで、結局文書で答えがきたというそういう話だと思うのですが。</p>

	<p>〔「そんなことは言ってない」と呼ぶ者あり〕</p>
藤川委員	<p>文書で来たというのが何か見てないので分からぬですが、通告したことは議場で答弁しとると思ひますので、通告をまずするというのが大前提、そこから始まるってことをまず大事にしてもらいたいと思ひます。</p>
栗津委員	<p>我々は1回聞いて、向こう側がどういう答えをしようと次の質問はできへんと、深く追求していけないということやろ。</p> <p>また3ヶ月後に1回聞くというそういう意味やろ。そんなことやつとったら1年経ったって追求できへん、調査できへん。</p>
野口委員	<p>様式の話なので、一議員の質問の作法は、正直言って今回の議論ではどうでも良くて。</p> <p>はっきり申し上げると、間違いなく現行のフォーマット様式よりも、議員の意図とか考えをしっかりと通告書に反映することができる様式に変わると思うんです。</p> <p>なので、私は非常にありがたいと思うし、今の通告書だと本当に一言二言書いて終わってるので、それを考えたら、この表題でしっかりと示した上で、各質問項目1つ1つの詳細を記載することができるこの様式は一番素晴らしいと思います。</p>
議会総務課長補佐	<p>先ほどの藤川委員のご質問に関係すると思うのですが、2枚目の中の「質問しようとする背景経緯」、「質問の目的」というのは、一般質問で皆さんがまず前段でお話をされるのが1番で、最後にこうしてくださいって書くのが2番という捉え方をされると書きやすいのかなと思ってます。</p>
藤川委員	<p>1番2番が必要なのかとか、その辺りも考えていかなきやいけないですし、様式に変更した場合にどこまでお知らせするのかというところも考えなきやいけないというところがあります。</p> <p>私は、1番、2番は本当に議員が書くかなというところもあって、それこそ1行で終わりそうな方もいますし、1番2番をまとめて1つに書いたり、背景も目的も一緒やつていう話で書いたりとか、統一性がない可能性もあるなどいうところがあったので、大事なところは3番だと思うん</p>

	<p>です。何が聞きたいかを明確にすることというところだと思います。</p> <p>この3番をはっきりさせておくことが大事かなと。3番でこの答弁を求める者を明確にする場合、1枚目の答弁を求める者というところは、どういう風に書いたらいいんだというところもあります。表題だけ書いて、右側に答弁を求める者というのは、その質問表題の関連する人全てを書くのか、代表する人だけ書くのか。書いておかないとその人たちに答えてもらえないのか、その辺りもちょっと分からないので、1枚目の答弁を求める者が果たしてどういう役割を果たすのかというところも考えた方がいいと思います。</p>
野口委員	<p>単に数字聞く人とかだったら、背景、経緯は書けるかもしれないけど目的聞けないと思ったり、そういう質問も出てくるのかなと思ったりもするのですが、大義名分があつた上で質問する以上、背景や経緯を書きたい気持ちは私はあるんです。</p> <p>そうしないと何で質問するんですかって多分行政側思うわけです。ってなった時に、やっぱり1番2番の欄は必要だと思うし、そんなやつたら1回目の質問とかに全部書きやいいじゃねえかっていうけど、ちょっと枠がないと思うたりもするんで、正直なところ1番2番の枠は私は設けておいてもらえるとありがたい。</p>
議会総務課長	<p>背景、経緯のところで、執行部の立場で考えると、最初に通告出てきて議員と打ち合わせするまでに、こういった背景とか目的が分かった上で質問だと、打ち合わせまでに考えもまとめていけるので、打ち合わせの無駄な時間は多分減ると思うんです。課によりますが、ある程度答弁も用意して議員と話もできると思うので、先ほど課長補佐が言ったみたいに、前段で言われるようなことを、本当にちょっと要約して入れてもらえると分かりやすいですし。</p>
藤川委員	<p>最初受理する時も、正直議員によってはこれ何のことを聞いているか分からない時も事務局でやっぱりあるので、その時また電話で確認したりするんです。やっぱりここがあると色々なことで進みやすいなというのあります。</p> <p>執行部側で、その受理する時に確認しやすいとかそういうこともあるんだと思うのですが、ここに書いたところで書いてあることが理解できなかつたら、結局電話で確認す</p>

	<p>ることになるんですよね。どういう目的なんですかとかそういう話に結局なっちゃうと思うのですが。</p> <p>あつた方がいいってことであれば、せめてこの1、2番で分けるんじゃなくて、もう1つで、「質問の背景、経緯、目的」という形で、まとめて書くようにして欲しいです。経緯、目的が重なる可能性があって、まとめて書けるように。分けて書いても、目的はこれについて知りたいになるはずなので。これについて答えて欲しいから、それしかないじゃないですか、それが質問の目的なので。</p> <p>背景、経緯、目的という形で1つにまとめていただければと思います。</p> <p>これ5回目ってありますけど、これは追加していいですか。5回までしかないということではないですね。</p> <p>あと1枚目、その表題側の答弁を求める者はどういう風に記入をしたら良いかというところも教えてください。全部書くんですか。</p> <p>基本的に1枚目のところに、一覧で見た時に分かりやすくと思って、表題がこういうもので答弁する方は求めているのはこれだけの方ということで、基本的には全員の方、要は2枚目に書かれた答弁求める者というところの、全員の方の役職名を書いていただければと思います。</p> <p>1枚目、2枚目を見比べて誰が答弁するかじゃなくて、1枚目見た時にこれは誰が答弁をして欲しいということが分かるようにということで付けてあります。</p> <p>1枚目について、答弁を求める者は複数人になると思うので、もう少し行数を増やしていただくとわかりやすいと思います。</p> <p>今は1枚目に表題しか書けないけれど、もっと1枚目に詳細に書く形のほうが誰が見ても分かりやすいと思う。</p> <p>そして答弁者について、議員が要求した人に答えて欲しいという時は、その人に答えてもらわなければならぬと思う。これはもう議会から申し入れなければならない。執行部の都合の良いように、いつも市長が補足説明って言うけれど、部長の権限はなんやね。こういうことはやめなければならない。</p> <p>今は様式のことを話しています。</p>
--	---

	[「別の機会に申し入れ」と呼ぶ者あり]
藤川委員	<p>意見を整理すると、2枚に分け、複数に分けるんじやなくて1枚の紙にしては分かりやすいというご意見だと思います。それは確かに1枚にした方が分かりやすいかも知れません。</p> <p>ただ、それだと今の通告書の様式そのままになってくる、それに目的欄を増やすっていうイメージになっていくのかなというところもあります。</p> <p>どういう形が見やすいかというところもありますし、どこまで傍聴者に配っている資料、公開している資料を今後お渡ししていくのかというところも考えなきゃいけないと思います。</p> <p>私は、こういう風に変えるんであれば、変えた資料は全て傍聴者にお渡しすべきだと思いますし、栗津委員が言われるように、1つの表題があってそこに目的と質問内容を書いていくっていうような様式のあり方の方がもしかしたら分かりやすいかも知れないとも思いました。</p>
栗津委員	もう少し選択肢を用意してほしい。3つくらい作って選ぶ形にしたほうが簡単やろ。
野口委員	これで良くないですか。意見出たんで、このフォーマットで、藤川委員が言われたように背景や経緯、目的と一緒にしちゃって、このフォーマットで行けるんだったら、私賛成です。
原委員	あとは、答弁者を何行も書けるようにマスを作ってくださいっていう微調整の話です。
議会総務課長	<p>傍聴者にどこまで配るかという話があったのですが、傍聴者の方が一番分かりやすい形で言うと全て配ってしまうのが一番分かりやすいと思うので、1枚目も2枚目も全部配ってしまう。ただ紙が増えてしまう可能性があるので、1枚の紙に2ページ入れてしまうという方法もあります。</p> <p>確かにちょっと表題だけだと分からぬ可能性があるので、そういう風でどうかと思います。</p>
安藤委員長	では、この通告様式で微調整を加えて進めるということでおろしいでしょうか。

栗津委員	表題ごとに書く形にしたほうが分かりやすいと思う。1枚目と2枚目で分けるんじゃなくて。
議会総務課長補佐	それって誰に分かりやすいんですか。
栗津委員	誰が見ても分かりやすいやろ。
	[「執行部が見て分かればいいんですよ」と呼ぶ者あり]
議会総務課長	栗津委員のやり方だと、結局今の様式のやり方に戻って行ってしまうと思うんです。今打ち合わせでやっているようなことを事前にここで書いていただくということです。
藤川委員	<p>この通告書をこういう様式に変えようっていう目的は、より意図とか趣旨とかを分かりやすくしようというところにあると思うんですね。確かに背景目的を書くと伝わりやすいと思います。誤解というか、字面だけを見てこういう風に解釈してしまったっていう執行部と議員との行き違いが多少解消されるんじゃないかなっていう期待はできます。</p> <p>この背景目的を書くところは、1つにまとめるので良いと思いますんで、配置ちょっと考えてもいいんじゃないかなと思います。</p> <p>先ほど原委員が言われた、右側の答弁を求める欄を、もっと縦長にするのであれば、その表題の下に背景目的を書く欄設けられないかなと。2枚目のところ1枚目に移行していくっていう、スペースの有効活用じゃないんですけど、そうすると2枚目の質問事項のところ幅たくさん取れるので。</p> <p>今のままだと、多分2枚目のボリュームがすごく増えちゃうと思うんですね。その2枚目のボリューム過多を解消するために、1枚目のこの表題の下のところに表題を書いて、そこに背景も目的も書いてしまうと。</p> <p>右側の答弁を求めるもので、このまま複数人の答弁者がいた場合でも、そのスペースを確保できることになるんじゃないかなと思います。</p> <p>[「修正したものを見せる形にしないと」と呼ぶ者あり]</p> <p>今の通告をイメージしてください。今の通告って表題と</p>

	<p>その下に 5 行ぐらいあって、右側に答弁者があるじゃないですか。</p> <p>あのイメージの中でその 5 行ぐらい書くところの 6 行あるか、6 行中に背景目的を書いていく。そうするとスペースとして収まって、この別紙の方にこの質問項目を書く欄がスペースはより多く設けられます。</p> <p>原委員 例えば高齢者政策で色々な方向があると思うのですが、例えば健康であったり医療であったり、コミュニティだつたりとした時に、この目的とか背景が多岐に渡る可能性もあると思います。</p> <p>[「目的が違うなら表題を分ければいい」と呼ぶ者あり]</p> <p>議会総務課長補佐 1 枚目に目的等々入れるスペースは、書く方にもよるのですが、その背景をしっかり書きたい方、目的をしっかり書きたい方となると、もう 10 行、20 行になる可能性もあるので。1 枚目になると本当に小さな文字になってしまって、表題自体が 2 枚目、3 枚目となると、余計分かりにくくなるかなと思います。</p> <p>藤川委員 今の話はこの様式ならそれが起こらない話ではないですね。表題が多かったら 2 枚目以降も認めるということです。</p> <p>栗津委員 いつまで同じ話していてもひな形がないと分からへんのやで。3 種類 4 種類でも作って、この中から選ぶという風にした方がいい。いつまでたっても終わらない、頭の中の話ばかりしていても。</p> <p>安藤委員長 藤川委員が言われたお話と栗津委員が言われたお話で、一度フォーマットを修正していただいて、お示しをしていただいてからまた協議をするということでよろしいでしょうか。</p> <p>[「異議なし」と呼ぶ者あり]</p> <p>安藤委員長 それでは、次は議案質疑や委員会の質問についての連絡用の様式を定めてはどうかということです。</p> <p>堀委員 支障があって皆さんがそのようにしなければ困るという</p>
--	---

	<p>ことで議論しているのか、流れの中でやっているだけの話なのか。支障がある、今まで通りで困るというのであれば、それをどこが困っているかということをきちっと言っていただいて、ということになると思うのですが。</p> <p>皆さんまたは執行部が困るというような状況を私は聞いてないです。</p>
議会総務課長	<p>執行部の管理職からは、まず一般質問で言うと質問の趣旨が分からぬということで、再三事務局の方にも言われてますし、今見ていただいている質疑とか委員会につきましても、様式がバラバラで、よく分からぬ便箋にちょこちょこっと書いてある人もいます。</p> <p>委員会とか質疑だと特に打ち合わせ時間もかなり短いので、一般質問よりもさらに、ある程度の質問の内容が分からぬと答弁にとりかかれないという、そっちのほうが管理職の方からすごく色々意見をいただけてます。そういうのも含めまして、検討していただけたらという背景です。</p>
藤川委員	<p>委員会と議案質疑とあると思います。通告書を前もって準備できる場合の委員会、質疑のタイミングと、暫時休憩中にやり取りをしてそこで説明聞いて、それならいいですわっていうこともあったり。出せるタイミングがあるケースとないケースがあるんですけど、それも全て出すということになりますか。</p>
	<p>[「最終日の提出議案も事前に提供されるようになりました」と呼ぶ者あり]</p>
藤川委員	<p>当日出てくることはもう絶対ないんですか。</p>
	<p>[「この様式で出せる限り出していただきたいと思います」と呼ぶ者あり]</p>
藤川委員	<p>最終日の上程の場合は、委員会省略するかどうかがまだ決まってない段階で、そう出せるのかっていう手続き的な話にもなりますし。委員会付託を省略することを前提で、あらかじめ出しとくっていうそういうことになるわけですね。</p>
	<p>これ予算決算特別委員会もこの様式になるんですか。</p>
	<p>[「そうです」と呼ぶ者あり]</p>

藤川委員	<p>ならページ番号書くところは必要になります。</p> <p>私この質疑も思っているところがあって、議員は議案の順番に質問するじゃないですか。でも答弁者は必ずしもそうではなくて、まとめて答弁したりしますよね。それがちょっと分かりにくいかと思うこともあります。</p> <p>担当課ごとに答えるのであれば、担当ごとに質問できるような様式にすると、出す時から分かりやすい。答えを聞いていても分かりやすいというになるんじゃないかなと思います。</p>
野口委員	
栗津委員	
安藤委員長	
議会総務課長	<p>1ページ目だけでいいと思う。2ページ3ページは必要ないと思う。</p>
藤川委員	<p>今その質疑とかする時に、執行部と顔を合わせて打ち合わせをするのですが、この連絡表に詳しく書いておけば、顔合わせでの打ち合わせが必要なくなる場合もあるんじゃないかということです。</p> <p>今だと最低2回は会わないといけないんです。最初に趣旨聞いて、この内容聞いて。それで答弁作って、こういう風で答弁しますっていう風で2回会わないといけないので、これを出してもらえれば、少なければ1回で済む可能性もあると。最初にもう答弁作っちゃって、議員に見せてっていう風で。打ち合わせの1回の手間が減るので。</p> <p>委員会は今2日前提出ということで時間がないので、お互いにとて短縮にはなるかなというのを思っています。</p> <p>この連絡表はともかく、2枚目のナンバー1と書いてある質問事項の紙については、どうせ質問する時に原稿を書いたりしますので、それがこの紙に置き換わるだけかなと考えると、どうせ作るものなので、この様式、先ほどの資料配布については削除するとして、この様式がいいんじゃないかなと思います。</p>

	質問する順番、答弁する順番ですけども、答弁が所管ごとに答弁があるのであれば、質問する順番も分かりやすいように、部長ごとに質問をまとめて出すっていう風な形にすると良いのではないでしょうか。
議会事務局長	<p>1つの議案で答弁の部長が何人か見える時ありますよね。1つの議案で1回目と2回目が違ってたりすることとか。</p> <p>そういうった場合もあるので、部長ごと分けるのが難しいのかなと思います。</p>
藤川委員	質問する順番をもうちょっと検討した方がいいと思います。この資料は、実際の質疑の際に、全議員に共有されるものになりますか。それとも執行部だけが見れるものになりますか。
安藤委員長	共有でよろしいですか。
野口委員	質問が重なったりすると困りますしこう思います。
議会総務課長補佐	先ほどの配布資料の丸について云々の話ですが、議案質疑は意見を言えないのですが、委員会は自由にご発言できますので、例えば予算の中でこういうことを来年度やって欲しいというような要望だって、何かの紙を使ってやっても大丈夫だというケースもあるかと思いまして、これを設けました。
安藤委員長	こちらも一部修正をしていただいて、またお示しをいただければと思います。ほかに意見はよろしいですか。
	[発言する者なし]
安藤委員長	ではそのように取り扱うことによろしいでしょうか。
	[「異議なし」と呼ぶ者あり]
安藤委員長	次に議会改革事項を執行部に募りましたところ、別添の提案がありました。本日はこの提案のうち、すでに実施済みの3番を除いた1番と2番について協議を願いたいと思います。
	まず1番の一般質問の質疑応答方式の見直しについて協

	<p>議いたします。別添の資料にありますとおり、応答方式はいくつかありますので、これを踏まえてご意見などありましたらご発言をお願いします。</p>
栗津委員	<p>やはり、私思うのですが、この一問一答は表題ずつに分けた方が一般市民にしても我々も分かりやすいと思います。この完全一問一答方式を私はやって欲しいと思っています。</p>
藤川委員	<p>私もこの3つ目にあるこの一問一答方式がすごい分かりやすいので良いのではないかと思います。</p> <p>議会だよりの原稿を書いたりとか、そういうまとめをやる際にも、表題ごとにまとめていった方がまとめやすいので、この質問の順番、このやり方が良いと思います。</p> <p>ただその場合、どこで登壇して、どこで発言するか、質問席の問題があります。</p> <p>ある議会では、演壇に立って発言する機会は安藤委員長報告くらいで、一般質問、代表質問全て質問席でやるというところもあります。そういうどこに立って質問するかという変更についても、そのやり方についても考えなければいけないと思います。</p> <p>一問一答方式が良いと思うのですが、その場合は完全に自席側、執行部側には立たずに、ずっとこちら側で質問するというやり方が、移動も少なくて良いのではないかと思います。</p>
野口委員	<p>恐らく多数決で負けてしまうのですが、分割方式で。1表題目を一括で質問して終わったら、2表題目に行くという感じです。私、議員になる前の傍聴している時から、なんでこんな順番なんだろうと思いました。</p>
安藤委員長	<p>今的方式ではなく、一問一答方式かこの分割方式かということになると思うのですが。</p> <p>一問一答方式の方が良いという方。</p> <p style="text-align: right;">〔挙手多数〕</p>
安藤委員長	<p>分割方式が良いという方。</p> <p style="text-align: right;">〔挙手少数〕</p>

安藤委員長	<p>一問一答方式が良いということになりました。席はどうしましよう。登壇はされますか。登壇するか質問席にずっといるのか。</p>
藤川委員	<p>標題1問目を登壇するか、質問席、議員側の質問席で質問するかの2択になると思うのですが、仮に今ここで採決をとっても、おそらく全員協議会でやはりこっちが良いという意見もあると思います。</p> <p>基本スタンスは一問一答方式はやるという方向は良いと思うのですが、登壇するかしないかは皆さんに委ねても良いのではないでしょうか。</p>
安藤委員長	<p>登壇するかどうかは別の場で決めていただいて、ただし統一はするということですね、議員個人にゆだねるのではなくて。それでは議運で一度議論していただきたいと思います。</p> <p>次に反論権についてですが、こちらも資料にありますとおり、反問と反論には違いがあります。反論権の導入について何かご意見がございましたら発言をお願いいたします。</p>
藤川委員	<p>他市の事例を見ますと、「反論権」と言ってしまうと誤解を招くんじゃないかと思います。</p> <p>これ議員発議とか議員提案のものに対して、執行部側が確認できるというような内容ではないかと思います。「反論」と言ってしまうと、それに反対するかのように捉えられてしまう可能性があるので、他市の事例を見る限り、これは執行部側の議員提案に対する質問権というような捉え方で、必要に応じてそういう確認の作業も必要ではないかと思います。やるべきではないかと思います。</p>
栗津委員	<p>今、書いてあるのは、根拠の確認や考え方の確認、反対意見、建設的意見というのは、これは反対討論の時でも結局できるんですか。</p> <p>[「それは別の話」と呼ぶ者あり]</p> <p>議員が提案した条例や修正案に、執行部が尋ねることを反論権という言葉で、松阪市と別府市がそういう言葉を使っています。藤川委員が言われるよう、「反論」というと、その反対するようなことになります。</p>

野口委員	作法としては反問権と一緒にですか。手を上げて、議長に反論権みたいなことを言うんですか。
	[「執行部側の反論に答える必要があるのか」と呼ぶ者あり]
議会総務課長	反論するだけなので、別にそれに答える義務はないです。
	[「答えなければいけない場合もあります」と呼ぶ者あり]
野口委員	議員の提案というのは、議員発議、条例とかですよね。意見書も発議になるけど、意見書は関係ない。
	[「市への意見書はあります」と呼ぶ者あり]
野口委員	私が来年3月定例会でスポーツ推進条例を出そうかなと思っていた、今例規審査中です。これ条例出すとするじゃないですか。3月定例会だとすれば、ひょっとしたらひょっとするかもしれませんね。そういうことですよね。担当とも調整をしてはいるのですが、ひょっとしたらひょっとするということですね。
藤川委員	提案するということは、そういうことが聞かれてもちゃんと答えられるようにしておくということですね。
野口委員	議員からも議案質疑などもあるし、行政側からも反論権を使って聞いてきたりするということですね。2つに備えなければいけないということですね。賛成です。
藤川委員	反論という言葉が、趣旨としては良いのですが、質問趣旨の確認をすることが「反論」というのは、そこで手を上げて「反論権」と言うわけですよね。聞いている人は、何か反論があるのかと思ってしまう。ただ質問したかっただけなのに反論と捉えられてしまうのも良くないので、この言葉については検討するべきではないかと思います。
栗津委員	今、例えば執行部の提案してきた議案に対して、我々も2日前期限で通告するわけです。執行部は何の通告なしで、その場の反論はやはり理不尽です。そうでないなら足かせになるのでやってはいけません。

野口委員 議会総務課長 藤川委員 安藤委員長 安藤委員長 藤川委員	<p>私は相当な準備をして議員発議をしています。日々勉強なので、事務局が言うとおり、初日までに議員発議を整えていれば何も問題ない話だと思います。</p> <p>栗津委員が言っているのは予算の修正ですよね。それもしっかりやれば済む話です。少なくとも勉強や行政との調整をしたうえで発議をするのが一般的な流れなので、そこは少し違うと思います。</p> <p>前回、9月議会で改正し、最終日に執行部が議案を出す時に、その場で質問すると長くなるので、少し前に議運を開いて、そこで一旦議案を出すという風に改正したと思います。</p> <p>もしその初日に間に合わなければ、議員さんがそこで発議を事前にもう出しておいて、そうすれば執行部もそこで質問したいことがあれば、それまでになるべく通告なりなんか出してくださいというのではあります。</p> <p>ネーミングですけれど、議員発議、あるいは議員提案に対する質問権、あるいは議員提案に対する意見表明権というような形、質問権と意見表明権という2つになるのではないかと思います。</p> <p>問題なのは、この反論という言葉が一番引っかかるということで、ネーミングとこの流れについては、次回また協議するということでよろしいでしょうか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p> <p>最後にその他について、以前の全員協議会で再度協議を依頼された委員会活動報告について、会議の中で出されました意見を反映し、お手元の資料のとおり、様式を変更し、記載例を新たに作りました。これについて何かご意見がございますか。</p> <p>活動内容のところが今までなかったところを若干足してあります。</p> <p>4番に活動のまとめと、5番に各委員の意見という項目があるのですが、もし4番の活動のまとめを委員長と副委員長が書くということであれば、この5番の各委員の意見というところが、同じような内容になってしまうのではないか</p>
--	--

	いかと。 委員長、副委員長の所見も含めて書いていくようなものであれば、5番の意見はいらなくなると思います。
議会事務局長	4番の活動のまとめは、テーマごとに委員長と副委員長で書くというものになります。
藤川委員	それなら5番は必要です。ただ、活動のまとめがなんか重点テーマだけのまとめになっていきそうな感じがいたします。その重点テーマだけについて書けば良いのか、その他のテーマについて書かないのかということもあります。 正副委員長ではなくて、担当委員という言葉に変えておくのが良いのではないかと思います。
安藤委員長	このように取り計らっていいでしょうか。
	[「異議なし」と呼ぶ者あり]
安藤委員長	次の議会改革特別委員会は、12月1日午前9時からでお願いします。本日の協議は以上となります。これで本日の議会改革委員会を終了いたします。
	【閉会=午前11時45分】